

建築士事務所の監督処分の基準

1 趣旨

本基準は、香川県知事が建築士法（昭和25年法律第202号。以下「法」という。）第26条の規定に基づく監督処分（以下「処分」という。）を行う場合の基準を定めることにより、香川県知事登録の建築士事務所の行う業務に係る不正行為等に厳正に対処し、業務の適正を確保することを目的とする。

2 用語

本基準における次に掲げる用語の定義は、それぞれ次に定めるとおりとする。

- (1) 「登録の取消し」とは、法第26条第1項又は第2項の規定に基づき行う登録の取消しをいう。
- (2) 「閉鎖」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う閉鎖の命令をいう。
- (3) 「戒告」とは、法第26条第2項の規定に基づき行う戒告をいう。
- (4) 「文書注意」とは、法第26条第2項の規定に基づく処分を行うに至らない不正行為等について、文書により必要な指導、助言又は勧告を行うことをいう。

3 処分等の基本方針

建築士事務所の業務の適正を確保するため、建築士事務所の開設者等が、法第26条第1項又は第2項に規定する処分事由に該当するときは、迅速かつ厳正に処分又は文書注意（以下「処分等」という。）を行うものとする。

4 処分等の基準

(1) 一般的基準

処分等の内容は、表1に掲げる処分事由に対応する処分等の基準を基本に、下記(2)及び(3)を勘案して決定するものとする。

(2) 複数の処分事由に該当する場合の取扱い

イ 一の行為が二以上の処分事由（表1に掲げる処分事由をいう。以下同じ。）に該当する場合は、最も重い処分等に該当する処分事由に基づき処分等を決定するものとする。

ロ 処分等を行うべき二以上の行為について併せて処分等を行う場合は、最も重い処分等に加重して処分等を決定するものとする。

ただし、同一の処分事由に該当する複数の行為については、時間的、場所的接着性や行為態様の類似性等を勘案し、単一の行為とみなして処分等を決定することが

できる。

(3) 個別事情による処分等の加重又は軽減

処分事由に該当する行為について、行為者の意識や是正対応、社会的影響等の個別事情を勘案し、処分等を加重又は軽減することができる。

(4) 過去に処分を受けている場合の取扱い

過去に処分等の履歴のある者に対する処分等の内容は、上記(1)から(3)により今回相当とされる処分等の基準に、表2「過去に処分等を受けている場合の取扱い表」の区分に従って処分等を加重したうえで、決定するものとする。ただし、過去と今回の処分事由がいずれも表1「建築士法第26条第2項第4号 管理建築士が処分を受けたとき」であり、かつ懲戒処分事由が定期講習受講義務違反である場合は、この限りでない。

5 その他

(1) 処分等の保留

司法上の捜査がなされ、又は送検、起訴等がなされた場合、処分事由に該当する行為について民事訴訟が係争中であり、処分等の内容の決定にあたって当該訴訟の結果等を参酌する必要がある場合その他処分等の内容が決定できない事情がある場合には、必要な間、処分等を保留することができる。

(2) 処分事由に該当する行為があった時から長期間経過している場合の取扱い

処分事由に該当する行為が終了して5年以上経過し、その間、何ら処分事由に該当する行為を行わず、建築士事務所として適正に業務を行うなど、法令遵守の状況等が窺えるような場合は、処分等をしないことができる。ただし、行為の性質上、発覚するのに相当の期間の経過を要するような特別な事情のある場合において、当該行為の発覚から5年以内であるときは、この限りではない。なお、上記(1)により処分等の保留をした場合においては、当該保留に係る期間については考慮しないものとする。

6 施行期日等

この基準は、平成29年9月1日から施行する。

表1

建築士事務所の処分基準

建築士法根拠条文			処分事由対象者	処 分 事 由	処分等の基準
第1項	第1号	第23条の3第1項	開設者	虚偽又は不正の事実に基づいて建築士事務所の登録を受けたとき	登録の取消し
	第2号	第23条の4第1項		建築士事務所の登録拒否事由に該当するに至ったとき	
	第3号	第23条の7		廃業等の届出がなくて、廃業等の届出事由に該当する事が判明したとき	
法第26条	第1号	第22条の3の3	開設者	契約締結時の書面の交付義務違反（延べ面積300m ² を超える建築物）	文書注意、戒告又は閉鎖
		第24条の2		名義貸し	
		第24条の3		再委託の制限違反	
		第24条の4		帳簿の備え付け・図書の保存義務違反	
		第24条の5		標識の掲示義務違反	
		第24条の6		書類の閲覧義務違反	
		第24条の7		重要事項の説明義務違反	
		第24条の8		書面の交付義務違反	
	第2号	第23条の4第2項	開設者	法第8条第1号 禁錮以上の刑に処せられた者（その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く）	*1 戒告、閉鎖又は登録の取消し
				法第8条第2号 建築士法に違反して、又は建築物の建築に関して罪を犯して罰金刑に処せられた者（その刑の執行を終わり、又は執行を受けることがなくなった日から5年を経過しない者を除く）	
				未成年者である開設者の法定代理人、又は法人である開設者の役員が法第8条各号に該当する場合	
第2項	第3号	第23条の5第1項	開設者	変更届懈怠・虚偽の届出	文書注意 又は 戒告
	第4号	第10条第1項	管理建築士	管理建築士が処分を受けたとき	*2 文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し
	第5号	第10条第1項	所属建築士	その属する建築士事務所の業務として行った行為を理由として、所属建築士が処分を受けたとき	*3 文書注意、戒告又は閉鎖
	第6号	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	管理建築士	その資格による業務範囲を逸脱したとき	戒告 又は 閉鎖
	第7号	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項	所属建築士	その属する建築士事務所の業務としてその資格による業務範囲を逸脱したとき	
	第8号	第3条第1項 第3条の2第1項 第3条の2第3項 第3条の3第1項 第3条の3第2項	建築士事務所に所属する建築士でない者	建築士事務所に属する非建築士が設計等をしたとき	
	第9号	第26条第2項	開設者又は 管理建築士	法に基づく知事の処分に違反したとき	登録の取消し
		第26条の2第1項		法第26条の2第1項の規定による報告の求め又は検査に応じないとき	戒告 又は 閉鎖
	第10号	開設者		その建築士事務所の業務に関し不正な行為をしたとき	文書注意、戒告、閉鎖又は登録の取消し

*1 開設者である建築士の懲戒処分に準じた処分とする。

なお、違反者が建築士でない開設者の場合は、違建築士であった場合の懲戒処分を勘案して処分を決定する。

*2 管理建築士の処分に準じた処分とする。

*3 所属建築士の懲戒処分の内容、当該懲戒処分に係る行為の当該建築士事務所の業務における位置づけ等を勘案する。

表2

過去に処分等を受けている場合の取扱表

処 分 事 由	処分等の基準
1 表1の基準で、文書注意相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき	戒告 閉鎖
2 表1の基準で、戒告が相当であるとき (1) 過去に一度処分等を受けているとき (2) 過去に二度以上処分等を受けているとき	3月以上の閉鎖 3月以上1年以内の閉鎖又は登録の取消し
3 表1の基準で、閉鎖が相当であるとき	相当である閉鎖期間に3月以上の期間を加えた期間の閉鎖又は登録の取消し
4 表1の基準により登録の取消しが相当であるとき	登録の取消し

